

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十二号

### 薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「縦四センチメートル横三センチメートル」を「縦三・二センチメートル横二・四センチメートル（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条の既存配置販売業者にあつては、縦四センチメートル横三センチメートル）」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

法第三十六条の四の試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第三号による受験願書に省令第五百五十九条の五第一項の書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

第四条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「申請書」を「受験願書」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条を第十条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（販売従事登録証の返納）

第九条 省令第五百五十九条の十二第四項又は第五百五十九条の十三第二項の規定により省令第五百五十九条の八第二項の販売従事登録証（以下「販売従事登録証」という。）を返納しようとする者は、別記様式第六号による届書に販売従事登録証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

第六条第一項中「法第三十六条の四第一項に規定する試験（以下「試験」という。）を「試験」に改め、同条第二項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（不正受験者）

第五条 試験に関して不正行為のあつた場合には、当該不正行為に関係する者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

別記様式第三号を次のように改める。

# 登録販売者試験受験願書

受験番号 ※

年 月 日

広島県知事 様

登録販売者試験を受験したいので、申請します。

|                  |             |             |         |
|------------------|-------------|-------------|---------|
| 本 籍 地<br>(都道府県名) | ふりがな<br>氏 名 | ⑩           |         |
| 住 所              | 〒 -         |             |         |
| 生 年 月 日          | 昭和<br>年 月 日 | 性別          | 男性 ・ 女性 |
|                  | 平成          |             |         |
| 連絡先電話番号          | ( ) -       | 緊急連絡先 ( ) - |         |

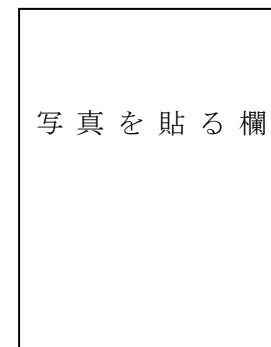
|             |   |                      |   |                      |
|-------------|---|----------------------|---|----------------------|
| 広島県収入証紙を貼る欄 | ※ | 受<br>付<br>欄<br><br>1 | ※ | 受<br>付<br>欄<br><br>2 |
|             |   | 収入証紙                 |   | 円確認                  |

- 注1 受験資格を有することを証する書類及び郵政はがきを添付すること。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 3 住所は、同居先まではつきり記入すること。
- 4 連絡先電話番号は、日中連絡が取れる電話番号を記入すること。
- 5 ※印欄には、記入しないこと。
- 6 虚偽の申請をした者には、試験を無効とすることがある。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

- ※ 受験資格を有することを証する書類
- 卒業証明書等添付  
(省令第159条の5第2項第1～3号該当者)
- 実務経験証明書、卒業証明書等添付  
(省令第159条の5第2項第4号該当者)
- 実務経験証明書添付  
(省令第159条の5第2項第5号該当者)

# 登録販売者試験 写真票

|      |                   |
|------|-------------------|
| 受験番号 | ※                 |
| 氏 名  |                   |
| 生年月日 | 昭和<br>年 月 日<br>平成 |



( 年 月撮影)

- 注1 写真は、出願前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身パスポートサイズ（縦45mm×横35mm）で、本人と確認できるもの。
- 2 写真の裏面に氏名を記入すること。

別記様式第四号を削る。

別記様式第五号中「~~海5~~」を「~~海6~~」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「~~第6~~」を「~~第7~~」に改め、

「

|                |
|----------------|
| 広島県収入証紙<br>ちよん |
|----------------|

」

を削り、

「~~海5~~」を「~~海6~~」に、「~~海6~~」を「~~海7~~」に改

め、同様式を別記様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

販売従事登録証返納届

年 月 日

広島県知事様

住所  
氏名

㊦

次により、販売従事登録証を返納します。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 登録販売者の氏名             |  |
| 登録番号                 |  |
| 登録年月日                |  |
| 販売従事登録の消除にあつては、消除年月日 |  |
| 備考                   |  |

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第六号によつて行つている申請は、改正後の別記様式第五号によつて行つた申請とみなす。